

黒部市告示第15号

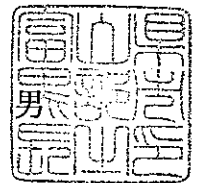
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による黒部2次地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月19日

黒部市長 堀内 康



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「石田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	正光寺新	浜田	473の1、474、475の1
		浜開	425の3、426の1から426の3まで、 427の1から427の3まで、 431の1から431の4まで、433の1、434の1、 434の2、435の1、435の4、435の5、 436の1から436の3まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
黒部市	石田	林割	6565の1、6566、6567、6584、6585、 6590の1、6591から6593まで、6601、 6602の1から6602の3まで、6603の1、 6603の2、6604の1、6604の2、6605の2、

		6606 の 1、6606 の 2、6607 の 1、6608、6609、 6635、6636、6637 の 1 から 6637 の 3 まで、 6784 の 2、6785 の 2、6785 の 3、6786、6788、 6789 の 3、6790 の 2、6791 から 6793 まで、 6794 の 2、6795 の 2、6798、6801 の 2、 6802 の 2、6803 の 2、6804 から 6806 まで、 6809 の 2、6810 の 2、6811 の 2、6812、6813、 6814 の 3、6815 の 2、6824 の 2、6824 の 4、6825
--	--	---

上記の区域内にある市有地の全部を含む。